平成２２年（フ）第６７９２号
大阪府茨木市耳原３丁目７番24号
債務者　榎村　晃生
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２０号
大阪府高槻市辻子３丁目49番９号
債務者　西田　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２７号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番17―508号
債務者　石井　　昭
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４４号
大阪府枚方市津田東町２丁目14番８号
債務者　原　　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５４号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番３―401号
債務者　小妻　千夏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６１号
大阪府守口市梶町３丁目15番３―101号
債務者　河野　智子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６２号
大阪府池田市城山町４番２号　建石荘２―27号
債務者　金森　保之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７００９号
大阪府寝屋川市清水町18番11号
債務者　山本　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７２号
大阪市中央区島町２丁目２番10―501号
債務者　山﨑　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０７９号
大阪市城東区鴫野東２丁目３番16号
債務者　塩見　浩太
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８４号
大阪府枚方市牧野北町８番３―510号
債務者　北村　育美（旧姓濱口・久米）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５号
岡山県倉敷市福田町福田2279番地３　プレジール古城池103号室
債務者　平沼　清美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
北海道北見市桜町６丁目23番地２
債務者　下川原　恵
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
北海道北見市美山町４番地169
債務者　上野喜美恵（旧姓贊田）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮城県登米市南方町松葉表606番地
債務者　千葉　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５１号
宮城県登米市豊里町小口前185番地４　豊里定住促進住宅２号棟301号室
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５２号
宮城県登米市迫町北方字大洞118番地37
債務者　冨士原信幸
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１０１４号
千葉県市原市青葉台８丁目１番地　ガーデンコート姉崎３番館505
債務者　櫻井　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係